

○教育ニ関スル勅語

明三・一〇・三〇

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深
 厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美
 ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存
 ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ
 ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ知能ヲ啓発シ徳器
 ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
 是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
 遺風ヲ顕彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
 ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣
 民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

朕がおもふに、わが御祖先
 の方々が國をお肇めになつた
 ことは極めて広遠であり、徳
 をお立てになつたことは極め
 て深く厚くあらせられ、又、
 わが臣民はよく忠にはびみよ
 く孝をつくし、國中のすべて
 の者が皆心を一つにして代々
 美風をつくりあげて来た。こ
 れはわが國體の精髓であつ
 て、教育の基しへんところもま
 た實にこゝにある。汝臣民
 は、父母に孝行をつくし、兄
 弟姉妹よくし、夫婦互に睦
 び合ひ、朋友互に信義を以て
 交ひ、へりくだつて氣隨氣隨

教育勅語「全文通釈」(文部省図書局による)

の振舞をせず、人々に対して
 慈愛を及すやうにし、学問を
 修め業務を習つて知識才能を
 養ひ、善良有為の人物とな
 り、進んで公共の利益を広め
 世のためになる仕事をおこ
 し、常に皇室典範並びに憲法
 を始め諸々の法令を尊重遵守
 し、万一危急の大事が起つた
 ならば、大儀に基づいて勇氣
 をふるひ一身を捧げて皇室國
 家の為につくせ。かくして神
 勅のまにまに天地と共に舞ひ
 なき宝祚の御榮をたすけ奉
 れ。かやうにすることは、た
 んに朕に対して忠良な臣民で
 あるばかりでなく、それがと
 りもなほさず、汝らの祖先の
 のこした美風をはつきりあら
 はすことになる。
 ここに示した道は、實に我
 が御祖先のおのこしになつた
 遺訓であつて、皇祖皇宗の子
 孫たる者及び臣民たる者が共
 にしたがひ守るべきところだ
 ある。この道は古今を貫ぬい
 て永久に間違がなく、又我が
 國はもとより外国でとり用ひ
 ても正しい道である。朕は汝
 臣民と一緒にこの道を大切に
 守つて、皆この道を体得実践
 することを切に望む。

〔出典—文部省「聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告」
 1940年2月。田中壯一郎監修、教育基本法研究
 会編著「逐条解説 改正教育基本法」から〕